

広島県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

## 広島県条例第十九号

### 広島県議会委員会条例の一部を改正する条例

広島県議会委員会条例（昭和三十四年広島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「総務部、政策企画部、地域振興部、会計管理局」を「総務局、企画振興局、会計管理部」に改め、同条第二号中「県民生活部、環境部及び福祉保健部」を「環境県民局、健康福祉局及び危機管理監」に、「県民生活部の」を「環境県民局の」に改め、同条第三号中「農林水産部」を「農林水産局」に改め、同条第四号中「土木部、都市部、空港港湾部、公営企業部」を「土木局、都市局、企業局」に改め、同条第五号中「県民生活部」を「環境県民局」に改め、同条第六号中「警察商工労働委員会」を「警察・商工労働委員会」に、「商工労働部」を「商工労働局」に改める。

第五条第一項を次のように改める。

常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議にはかつて指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第五条第二項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

第五条第三項中「前項の規定による」を「第二項の規定により」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項ただし書の規定により委員を指名したとき及び前項ただし書の規定により委員の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

第十条第二項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

第十条に次の一項を加える。

3 前項ただし書の規定により議会運営委員及び特別委員の辞任を許可したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。